

## 特定施設設置届出書

<u>届出が必要な場合</u>	指定地域内（※1）において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設（※2）を設置しようとする場合
<u>届出時期</u>	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで
<u>届出先</u>	苅田町役場 環境課 環境対策担当
<u>届出書様式</u>	特定施設設置届出書（様式第1）
<u>添付書類</u>	騒音に係る特定施設ごとの数等および騒音防止の方法（別紙） 工場又は事業場付近の見取り図（地図） 工場又は事業場内における特定施設の配置図 特定施設の騒音レベルのわかるもの（騒音計算書、仕様書等） 遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）
<u>提出部数</u>	正副2部 (1部は控えとして、受付・審査後に返却します。)
<u>提出方法</u>	窓口に持参 (郵送による受付は行っていません。)

※1 指定地域は、役場環境課の窓口にて確認できます（窓口閲覧のみ、写しの交付不可）。

※2 騒音規制法施行令別表第1に規定されている施設

### 届出書記入にあたっての注意事項

1. 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号並びに名称を記載すること。
2. 特定施設の種類の枠が足りない場合は、「別紙」と記載し、別紙に詳細を記載すること。
3. ※印の欄には、記載しないこと。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
5. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。